

事務連絡
平成24年11月13日

別記 各関係団体 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
厚生労働省保険局総務課

平成25年度以降に実施される特定健康診査・特定保健指導における
特定保健指導レベル判定値、受診勧奨判定値及びメタボリックシンドローム判定値等の
取扱いについて

特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年度以降に実施される特定健康診査におけるHbA1c検査の結果通知・報告等については、NGSP値を用いる旨、「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」において確認・合意されました。これに伴い、特定保健指導レベル判定値^(注1)及び受診勧奨判定値を変更します。また、平成25年度以降に実施される特定健康診査等におけるメタボリックシンドローム判定値については、メタボリックシンドロームの診断基準（いわゆる8学会合同基準）を原則とした上で、HbA1cによる値を日常臨床等における取扱い^(注2)を踏まえ見直します。

具体的な取扱いを下記のとおりとします。御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、特にシステム改修において対応に遺漏なきようお願ひいたします。

（注1）医師が必要と認めるときに行う健診項目（いわゆる詳細健診）に係る実施の基準（血糖に関するもの）についても同様の取扱いとなります。

（注2）日本糖尿病学会「糖尿病治療ガイド2012-2013」において、メタボリックシンドロームの診断基準の原則である空腹時血糖110mg/dl以上に相当する値域は、HbA1c（NGSP値）6.0%以上とされております。

記

特定保健指導レベル判定値

- 空腹時血糖 100mg/dl以上 又は HbA1c (NGSP値) 5.6%以上

受診勧奨判定値

- 空腹時血糖 126mg/dl以上 又は HbA1c (NGSP値) 6.5%以上

メタボリックシンドローム判定値

- 空腹時血糖 110mg/dl以上
- ただし、空腹時血糖の値が適切に得られない場合は、HbA1c (NGSP値) 6.0%※以上

※空腹時血糖110mg/dlに相当する値

